

愛知県地域防災計画(地震・津波災害対策計画)

新 旧 対 照 表

2023年5月修正

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正)	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
21	3 指定地方行政機関 表中 機関名：東海財務局 内 容：(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るうえ <u>からできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるように</u> にする。	3 指定地方行政機関 表中 機関名：東海財務局 内 容：(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る <u>ため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力</u> する。	表記の整理 (財務省防災業務計画との整合)
23	表中 機関名：第四管区海上保安本部 内 容：(4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告 <u>(追記)</u> (港則法 <u>(追記)</u>)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	表中 機関名：第四管区海上保安本部 内 容：(4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告 <u>等</u> (港則法・ <u>海上交通安全法</u>)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	表記の整理 (適用法令の追記等)
27	5 指定公共機関 表中 機関名：中日本高速道路株式会社 内 容： <u>高速自動車国道、一般有料道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	5 指定公共機関 表中 機関名：中日本高速道路株式会社 内 容： <u>高速道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	表記の整理 (高速道路株式会社法との整合)
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
	基本方針	基本方針	
38	■ 基本方針 ○ 現在、建築物の(中略)より強い地震を想定して、 <u>一層耐震性を強化して倒壊防止に努める必要がある</u> 。	■ 基本方針 ○ 現在、建築物の(中略)より強い地震を想定して、 <u>発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある</u> 。	表記の整理
	第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進	
39	4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 (1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修 <u>(追記)</u> 促進 ア (略) イ 市町村の耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業への助成 県は、耐震改修 <u>(追記)</u> については、市町村の実施する耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業に助成することにより、旧基準住宅の耐震改修の促進を図	4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 (1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修 <u>等</u> 促進 ア (略) イ 市町村の耐震改修費・ <u>除却費</u> 補助事業への助成 県は、耐震改修・ <u>除却</u> については、市町村の実施する耐震改修費・ <u>除却費</u> 補助事業に助成することにより、旧基準住宅の耐震化の促進を図	除却費補助事業の追記等

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正)	備考
	<p>るものとする。 (2) (略) (3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修 <u>(追記)</u> の促進 ア 普及・啓発 県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修 <u>(追記)</u> を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。 イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成 県が耐震<u>診断</u>及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。 ウ (略) エ 市町村の耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業への助成 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務<u>づ</u>けられている建築物に対する市町村の耐震改修費 <u>(追記)</u> 補助事業に助成するものとする。</p>	<p>ものとする。 (2) (略) (3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修<u>等</u>の促進 ア 普及・啓発 県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修<u>等</u>を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。 イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成 県が耐震<u>化</u>及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。 ウ (略) エ 市町村の耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業への助成 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務<u>付</u>けられている建築物に対する市町村の耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業に助成するものとする。</p>	
	第2節 交通関係施設等の整備	第2節 交通関係施設等の整備	
42	<p>2 道路施設 (1) ~ (3) (略) (4) 沿道建築物に耐震診断を義務<u>づ</u>ける道路の指定 南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務<u>づ</u>ける道路として指定する。</p>	<p>2 道路施設 (1) ~ (3) (略) (4) 沿道建築物に耐震診断を義務<u>付</u>ける道路の指定 南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務<u>付</u>ける道路として指定する。</p>	表記の整理
	第3節 ライフライン関係施設等の整備	第3節 ライフライン関係施設等の整備	
47	<p>4 上水道 (1) 施設の防災性の強化 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、<u>(追記)</u> 水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。 被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、</p>	<p>4 上水道 (1) 施設の防災性の強化 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、<u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、</u>水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。 被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、</p>	水道の耐震化計画等策定指針等に基づく修正 (表記は下水道の対策と整合) 配管総延長

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正)	備考
50	<p><u>水道配管において強度が低下している石綿セメント管等の</u>老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。</p> <p>7 通信施設</p> <p><u>イ 株式会社NTTドコモ</u> 株式会社NTTドコモは、 (中略)</p> <p><u> b 非常用基地局による通信の疎通確保</u></p> <p><u>ウ KDDI株式会社</u> KDDI株式会社は、 (中略)</p> <p><u> 委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備</u></p>	<p><u>(削除)</u> 老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。</p> <p>7 通信施設</p> <p><u>イ KDDI株式会社</u> KDDI株式会社は、 (中略)</p> <p><u> 委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備</u></p> <p><u>ウ 株式会社NTTドコモ</u> 株式会社NTTドコモは、 (中略)</p> <p><u> b 非常用基地局による通信の疎通確保</u></p>	<p>のうち、石綿セメント管はわずかであるため記述を削除。</p> <p>表記の整理 (内閣府公表の順序で整理)</p>
第3章 都市の防災性の向上		第3章 都市の防災性の向上	
第4節 市街地の面的な整備・改善		第4節 市街地の面的な整備・改善	
59	<p>県(都市・交通局、建築局)、市町村、土地区画整理組合等における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策等に関する土地利用規制</p> <p>ア 災害危険区域の指定</p> <p>地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>◆ 附属資料第1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・<u>災害危険区域</u>」</p>	<p>県(都市・交通局、建築局)、市町村、土地区画整理組合等における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策等に関する土地利用規制</p> <p>ア 災害危険区域の指定</p> <p>地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。</p> <p><u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>◆ 附属資料第1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域 <u>(削除)</u>」</p>	<p>県内全域の災害危険区域の指定廃止等に伴う修正</p>
第5章 液状化対策・土砂災害等の予防		第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	
第3節 宅地造成の規制誘導		第3節 宅地造成の規制誘導	
63	<p>県(建築局)及び市町村における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 造成宅地防災区域</p>	<p>県(建築局)及び市町村における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 造成宅地防災区域</p>	<p>表記の整理 (宅地造成等規制法と</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正)	備考
	<p>県は市町村と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい<u>(追記)</u>造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。</p>	<p>県は市町村と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい<u>一団</u>造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。</p>	<p>の整合)</p>
	<p>第4節 土砂災害の防止</p>	<p>第4節 土砂災害の防止</p>	
64	<p>1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害危険区域</p> <p>県は（中略）指定を行う。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供</p> <p>ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、<u>(追記)</u>周知する。(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害危険区域</p> <p>指定区域内において（中略）規制・指導する。</p> <p><u>なお、がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図る。</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>◆ 附属資料第1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・災害危険区域」</p>	<p>1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害危険区域</p> <p>県は（中略）指定を行う。</p> <p><u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供</p> <p>ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表し、<u>標識等により住民へ</u>周知する。(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害危険区域</p> <p>指定区域内において（中略）規制・指導する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>◆ 附属資料第1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域 <u>(削除)</u>」</p>	<p>県内全域の災害危険区域の指定廃止等に伴う修正</p>
	<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	
	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	
84	<p>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市町村は（中略）この限りでない。</p>	<p>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市町村は（中略）この限りでない。</p>	<p>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正)	備考
	<p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (ア) 要配慮者の把握</p> <p>市町村は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (ア) 要配慮者の把握</p> <p>市町村は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。</p> <p><u>なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u></p>	<p>づく修正</p>
	<p>第9章 火災予防・危険性物質の防災対策</p>	<p>第9章 火災予防・危険性物質の防災対策</p>	
	<p>第1節 火災予防対策に関する指導</p>	<p>第1節 火災予防対策に関する指導</p>	
87	<p>1 市町村における措置 (1) 一般家庭に対する指導</p> <p>市町村は、消防団、婦人 <u>(追記)</u> 消防クラブ、自治会等各種団体を通じて (略)</p>	<p>1 市町村における措置 (1) 一般家庭に対する指導</p> <p>市町村は、消防団、婦人 <u>(女性)</u> 消防クラブ、自治会等各種団体を通じて (略)</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	<p>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	
	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	
106	<p>県(防災安全局、関係局)、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置 (1) (略) (2) 防災に関する知識の普及</p> <p>県及び市町村は、防災週間 <u>(追記)</u> 等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。(中略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>県(防災安全局、関係局)、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置 (1) (略) (2) 防災に関する知識の普及</p> <p>県及び市町村は、防災週間 <u>及び津波防災の日</u> 等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。(中略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理 (防災人材育成の主体</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正)	備考
	(3) (略) (4) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレト ーパー等 <u>(追記)</u> について、(略)	(3) (略) (4) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレト ーパー等 <u>の生活必需品</u> について、(略)	の追記) 表記の整理
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 津波警報等の伝達	第1節 津波警報等の伝達	
121	1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を発表・伝達する。 (1) (略) (2) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合 <u>(追記)</u> に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される <u>ときに、(追記)</u> 緊急地震速報(予報)を発表する。 なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上の <u>ものを</u> 特別警報に位置付けている。	1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を発表・伝達する。 (1) (略) (2) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上を予想した場合、 <u>または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域</u> に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される <u>場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に</u> 緊急地震速報(予報)を発表する。 なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上 <u>または長周期地震動階級4</u> を特別警報に位置付けている。	緊急地震速報及び地震動特別警報の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことに伴う修正
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達	
129	1 市町村の措置 (1)～(2) (略) (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無に関わらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で <u>安否不明者・行方不明となった者</u> について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。(略)	1 市町村の措置 (1)～(2) (略) (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無に関わらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で <u>安否不明(削除)・行方不明となった者</u> について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。(略)	表記の整理
133	6 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統	6 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正)	備考																																																						
	表中 三河湾排出油等防除協議会	表中 三河港排出油等防除協議会																																																							
	第2節 通信手段の確保	第2節 通信手段の確保																																																							
134	1 県（防災安全局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置 (1) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線（追記）を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。	1 県（防災安全局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置 (1) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。	回線の整備状況に合わせた修正																																																						
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請																																																							
	第5節 防災活動拠点の確保等	第5節 防災活動拠点の確保等																																																							
149	表1 防災活動拠点の区分と要件等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1地区防災活動拠点 市町村</th> <th>6臨海広域防災活動拠点 県</th> <th>(追記)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置主体</td> <td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等</td> <td>全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>中部全国の都道府県等</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>応援の規模</td> <td>被災市町村内の活動拠点</td> <td>海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td>県内に3か所程度</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td>ストックヤード10ヘクタール程度以上</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>施設 設備 できれば倉庫等</td> <td>耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の係留施設</td> <td>(追記)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1地区防災活動拠点 市町村	6臨海広域防災活動拠点 県	(追記)	設置主体	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	(追記)	災害想定 の規模	隣接市町村等	中部全国の都道府県等	(追記)	応援の規模	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	(追記)	役割	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	(追記)	要件	面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	ストックヤード10ヘクタール程度以上	(追記)	施設 設備 できれば倉庫等	耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の係留施設	(追記)	表1 防災活動拠点の区分と要件等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1地区防災活動拠点 市町村</th> <th>6臨海広域防災活動拠点 県</th> <th>7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点 県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置主体</td> <td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等</td> <td>全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等</td> <td>広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等</td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>中部全国の都道府県等</td> <td>中部・全国の都道府県等</td> </tr> <tr> <td>応援の規模</td> <td>被災市町村内の活動拠点</td> <td>海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点</td> <td>広域、全県的な活動拠点</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td>県内に3か所程度</td> <td>県内に4か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td>ストックヤード10ヘクタール程度以上</td> <td>1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> </tr> <tr> <td>施設 設備 できれば倉庫等</td> <td>耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の係留施設</td> <td>倉庫等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1地区防災活動拠点 市町村	6臨海広域防災活動拠点 県	7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点 県	設置主体	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	災害想定 の規模	隣接市町村等	中部全国の都道府県等	中部・全国の都道府県等	応援の規模	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点	役割	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所	要件	面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	ストックヤード10ヘクタール程度以上	1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能	施設 設備 できれば倉庫等	耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の係留施設	倉庫等	ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備を踏まえた修正
区分	1地区防災活動拠点 市町村	6臨海広域防災活動拠点 県	(追記)																																																						
設置主体	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	(追記)																																																						
災害想定 の規模	隣接市町村等	中部全国の都道府県等	(追記)																																																						
応援の規模	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	(追記)																																																						
役割	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	(追記)																																																						
要件	面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	ストックヤード10ヘクタール程度以上	(追記)																																																						
	施設 設備 できれば倉庫等	耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の係留施設	(追記)																																																						
区分	1地区防災活動拠点 市町村	6臨海広域防災活動拠点 県	7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点 県																																																						
設置主体	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等																																																						
災害想定 の規模	隣接市町村等	中部全国の都道府県等	中部・全国の都道府県等																																																						
応援の規模	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点																																																						
役割	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所																																																						
要件	面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	ストックヤード10ヘクタール程度以上	1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能																																																						
	施設 設備 できれば倉庫等	耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の係留施設	倉庫等																																																						
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策																																																							
	第3節 航空機の活用	第3節 航空機の活用																																																							
157	2 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1)～(2) (略) ◆ 附属資料第6「県・名古屋市保有ヘリコプター」 ◆ 附属資料第6「愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場」 ◆ <u>附属資料第15「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</u> ◆ <u>附属資料第15「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」</u>	2 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1)～(2) (略) ◆ 附属資料第6「県・名古屋市保有ヘリコプター」 ◆ 附属資料第6「愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場」 ◆ <u>附属資料第15「愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約」</u>	表記の整理																																																						

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正)	備考
	◆ 附属資料第15「 <u>防災ヘリコプター緊急運航基準</u> 」	◆ 附属資料第15「 <u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u> 」	
	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	
177	中部運輸局 ○関係事業者に対する輸送力確保措置の <u>指導</u> ○県の要請に基づく車両等の調達 <u>あっせん</u>	中部運輸局 ○関係事業者に対する輸送力確保措置の <u>協力要請</u> ○県の要請に基づく車両等の調達 <u>調整</u>	表記の整理
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
179	表中 区分：第6節 緊急輸送手段の確保 機関名：中部運輸局 主な措置：4(1) 鉄道事業者、自動車運送事業者等に対する輸送力確保措置の <u>指導</u> 、及び県の要請に基づく車両等の調達 <u>あっせん</u>	表中 区分：第6節 緊急輸送手段の確保 機関名：中部運輸局 主な措置：4(1) 鉄道事業者、自動車運送事業者等に対する輸送力確保措置の <u>協力要請</u> 、及び県の要請に基づく車両等の調達 <u>調整</u>	表記の整理
	第6節 緊急輸送手段の確保	第6節 緊急輸送手段の確保	
191	4 中部運輸局の措置 (1) 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう <u>指導</u> を行うとともに、県の要請により車両等の調達 <u>あっせん</u> を行う。	4 中部運輸局の措置 (1) 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう <u>協力要請</u> を行うとともに、県の要請により車両等の調達 <u>調整</u> を行う。	表記の整理
	第14章 ライフライン施設等の応急対策	第14章 ライフライン施設等の応急対策	
	第6節 通信施設の応急措置	第6節 通信施設の応急措置	
220	2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、<u>KDDI株式会社</u>、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置	2 移動通信事業者（<u>KDDI株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置	表記の整理 (内閣府公表の順序で整理)
	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 東海地震に関する事前対策	
	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	
	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	
14	7 通信事業者及び移動通信事業者における措置 (1) 西日本電信電話株式会社、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、 <u>KDDI株式会社</u> 及びソフトバンク株式会社は、(略)	7 通信事業者及び移動通信事業者における措置 (1) 西日本電信電話株式会社、 <u>KDDI株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、(略)	表記の整理 (内閣府公表の順序で整理)
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正)	備考
18	<p>表中 区分：第6節 バス 機関名：中部運輸局 主な措置： <u>1 (1) 乗客等に対する警戒宣言発令時の運行規制等情報の提供（東海地震注意情報発表）（追記）</u> <u>1 (2) バスの強化地域内走行の極力抑制等（警戒宣言発令）</u></p>	<p>表中 区分：第6節 バス 機関名：中部運輸局 主な措置： <u>1 路線バス事業者に対し、（削除）乗客等に対する警戒宣言発令時の運行規制等情報の提供（東海地震注意情報発表）<u>を行うよう指導</u></u> <u>（削除）</u></p>	<p>表記の整理 （実施主体の整理）</p>
第5節 鉄道		第5節 鉄道	
31	<p>9 名古屋臨海高速鉄道株式会社における措置 (1) 東海地震注意情報発表時 ア 列車の運転規制 (ア) 旅客列車については、運転は継続する。 <u>(イ) 状況に応じ、輸送力の増強を図る。</u> (ウ) 貨物列車については、当社線への進入を禁止する。</p>	<p>9 名古屋臨海高速鉄道株式会社における措置 (1) 東海地震注意情報発表時 ア 列車の運転規制 (ア) 旅客列車については、運転は継続する。 <u>（削除）</u> (イ) 貨物列車については、当社線への進入を禁止する。</p>	<p>表記の整理 （名古屋臨海高速鉄道株式会社防災計画との整合）</p>
第6節 バス		第6節 バス	
32	<p>1 中部運輸局における措置 中部運輸局は、路線バス事業者に対し<u>次の措置をとるものとする。</u> <u>(1) 東海地震注意情報が発表された段階から、乗客等に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報提供をするとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するよう指導する。</u> <u>(2) 警戒宣言発令時において、強化地域内における走行は極力抑制し、強化地域内への流入は極力制限する。また、走行路線に危険度が高いと予想される区間がある場合は、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置をとる。</u></p>	<p>1 中部運輸局における措置 中部運輸局は、路線バス事業者に対し、<u>東海地震注意情報が発表された段階から、路線バス事業者において、利用者に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報を提供するよう指導するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えることについて、利用者に呼びかけるよう要請する。</u> <u>（削除）</u></p>	<p>表記の整理 （実施主体の整理）</p>